

# 検診を受けましょう！

■問い合わせ 健康増進課 健康づくり班

☎0820(73)5504

## 乳がん・子宮頸がん検診

10月は「やまぐちピンクリボン月間」です。この機会に女性特有のがんについて知り、自分自身やご家族のために、定期的に検診を受けましょう。

### 乳がん・子宮頸がん日曜検診

日曜日の検診を希望される方は、次のとおり受診できます。

#### ■対象者／料金

##### ・乳がん検診

40歳以上で昨年度、町の乳がん検診を受けていない方／1700円

##### ・子宮頸がん検診

20歳以上で昨年度、町の子宮頸がん検診を受けていない方／1500円

#### ■持っていく物

住所が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）、受診票、無料クーポン券（対象者のみ）

#### ■医療機関／日時 ※要予約・定員あり（先着順）

医療機関	電話番号	検診項目	日時	予約方法
大和総合病院	0820-48-2111	乳がん	10月15日(日) 9:00～12:30	健診科に予約 (平日13:00～17:00)
周東総合病院	0820-22-3456	乳がん	11月12日(日) 8:30～12:30	健康管理センターに予約 (平日10:00～16:00)
		子宮頸がん		

## 歯周疾患検診

口腔内の健康を保つことは、むし歯や歯周病だけではなく、生活習慣病の予防にもつながります。ぜひこの機会に歯周疾患検診を受診しましょう。

#### ■対象者

40歳以上の方（令和6年3月31日現在）

#### ■実施場所

町内の歯科医療機関

#### ■受診方法

歯科医療機関に直接予約してください。

#### ■実施期間

令和6年3月30日(土)まで

#### ■自己負担金

1000円（70歳の方、町民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方は自己負担金免除）

#### ■検診内容

①問診、②歯並びや噛み合わせ、むし歯や歯周病の検査、③歯磨き指導

#### ■持っていく物

住所が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）  
※受診票は歯科医療機関にあります。

## 農地パトロールを実施します

### 目的と時期

周防大島町農業委員会では、農業委員および農地利用最適化推進員による農地パトロールを実施しており、今年度も9月～10月と期間を定めて実施します。

また9月は、農地法第30条に基づき、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を重点に調査する利用状況調査を併せて実施します。

調査期間は、緑の帽子を着用した農業委員および農地利用最適化推進委員が目視等で確認を行いますので、ご協力をお願いします。

### 遊休農地とは

(1)1年以上にわたって耕作しておらず、今後耕作されないと見込まれる農地  
(2)周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

### なぜ調査が必要なの？

農地の適正な管理を怠ると、雑草が繁茂することで、病害虫の発生、鳥獣害、ゴミの不法投棄、汚水の発生源、火災発生や交通の妨げなどの原因となり、近隣の農業者や周辺住民へ大きな迷惑を及ぼしかねません。雑草木等の除草・伐採（陰切り）、病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

また、平成29年度から農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に、固定資産税の課税の強化がされています。なお、農地の貸付や譲渡を希望される方は、地元農業委員や農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

#### ■問い合わせ

周防大島町農業委員会事務局  
(農林水産課内)  
☎0820(79)1002